

## 住民監査請求に係る監査の結果について

### 第1 監査の請求

#### 1 請求の受付

令和4年11月24日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、A市 X から提出された。

#### 2 請求の概要

請求書及びこれに添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

##### (1) 請求の要旨

###### ア 請求理由

(ア) 県は、令和4年1月29日から6月30日まで神戸市内のBホテル（以下「Bホテル」という。）152室を新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養（以下「宿泊療養」という。）のための宿泊施設（以下「宿泊療養施設」という。）として業務委託（以下「業務委託契約」という。）をして借り上げ、委託料の支払いを行っている。

(イ) Bホテルは1室ごとにホテルとして登記してある区分所有建物である。県は、全区分所有者から宿泊療養施設として使用することの同意を得ないまま、Bホテル運営会社（以下「ホテル運営会社」という。）と業務委託契約している。

(ロ) 使用不承諾の部屋があるにもかかわらず、ホテル運営会社は152室分の使用料を請求し、県は請求どおりに支払っている。県が使用不可能な部屋の存在を確認しないで請求に応じているのであれば業務の怠慢である。

(ハ) Bホテルの管理組合（以下「管理組合」という。）と一部区分所有者との賃貸借契約は終了しており、管理組合にはホテルとして使用する権限はない。県がその事実を確認しないままホテル運営会社と業務委託契約を締結したことは瑕疵ある行為である。

(ニ) 令和4年4月、5月及び6月の宿泊療養施設としての使用室数は1室もない。当初の契約期間は同年3月31日までであったが、期間延長の判断に瑕疵があったのではないか。

###### イ 求める措置の内容

委託料のうち不当な支払分及び過払分89,688,000円を県はホテル運営会社に返還請求するよう求める。【請求事項】

##### (2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記1及び別記2の文書が提出された。

### 3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、令和4年11月24日（請求書提出日）付けで受理した。

## 第2 証拠の提出及び陳述

### 1 請求人の陳述等

令和4年12月16日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第7項）、同月7日付けで陳述の機会を辞退する旨の意思表示があった。

### 2 執行機関の陳述の要旨

令和4年12月16日に、執行機関の陳述を実施したところ（自治法第242条第8項）、危機管理部からおおむね次のとおり陳述があった。

#### (1) 宿泊療養施設の確保・運営

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）の規定

新型コロナウイルス感染症に係る宿泊療養施設の確保については、感染症法第44条の3第7項において、都道府県知事は、「当該都道府県知事が管轄する区域内における新型インフルエンザ等感染症の患者の病状、数その他当該感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な宿泊施設の確保に努めなければならない」こととされている。

#### イ 県の方針

県では、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置し、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」（以下「対処方針」という。）でフェーズに応じた医療体制を定めており、その中で宿泊療養施設の方針も定めている。令和4年11月末時点では、県内に、県確保分7施設、神戸市確保分6施設の計13施設がある。

県では、一般的に、ホテル事業者と宿泊療養施設の業務委託契約（委託内容は、施設の提供・維持管理、リネン類の提供・セッティング、食事の提供、消毒・廃棄物処理、警備、開設に伴う準備工事など）を締結すると共に、別会社に事務局運営、また更に別会社に看護師確保を委託し、一体的に宿泊療養施設としての運営を行っている。

#### (2) Bホテルの確保までの経過

##### ア ホテル運営会社からの情報提供

令和3年12月23日に、ホテル運営会社から、休館中であり令和4年2月から営業再開予定のBホテルについて、県から要請があれば宿泊療養施設として提供可能な旨の連絡があった。その当時は、新型コロナウイルス感染症の第6波の動向等が読めなかったこと等もあり、情報提供を受け取るのみとした。

##### イ 令和4年1月からの感染急拡大

令和3年12月30日時点では、感染者数が比較的落ち着いており、対処方針では、5段階のうち最も低いフェーズIの医療体制の運用であり、当時の県確保の

宿泊療養施設9施設のうち、5施設を一時運用休止していた。ところが、年明けには一転して感染者数が急増し、それに応じて順次フェーズも切り上げられ、令和4年1月12日にはフェーズⅣ、同月25日には最高レベルのフェーズⅤ「感染拡大特別期」へと切り上げられた。それに伴い、県も一時運用休止していた施設を全て再稼働させると共に、加えて、急遽新たな施設の確保に着手した。

#### ウ Bホテルの調査・検討

令和4年1月17日を皮切りに、以前に情報提供を受けていたBホテルについて、複数回現地に赴き、施設について調査を行った。宿泊療養施設として活用するには、感染者である宿泊者を受け入れるための駐車スペースの有無や、施設内部でのゾーニングの可否など物理的な制約や条件が多くある。当日は、全客室152室を含む建物のホテル部分の鍵を保有・管理するホテル運営会社の案内のもと、建物内外に立ち入り、必要な箇所の調査を行い、宿泊療養施設としての業務を委託する場合の、委託内容等について説明・協議を行った。

Bホテルは区分所有の建物で管理組合が存在し、ホテル運営会社は、管理組合と建物の賃貸借契約を締結していた。ホテル運営会社から、管理組合の了解を得る必要がある旨の説明を受けたことから、県は、契約交渉に当たりホテル運営会社に対して、管理組合の了解を得るよう依頼し、令和4年1月21日に管理組合の了解を得た旨の連絡がホテル運営会社からあった。

また、同建物には3つの店舗があり、宿泊療養施設としての運用に関して営業への影響が生じる可能性があったことから、県はホテル運営会社とともに、令和4年1月27日に各店舗運営者への説明を行い、その後最終的には各店舗にも了解された。

これらと並行して消防署との工事に関する協議や近隣住民への説明等も行い、県はホテル運営会社と業務委託契約を締結し、令和4年2月1日から、実際にBホテルに宿泊療養者の受入れを開始した。

なお、業務委託契約の第18条では「建物管理組合、区分所有者及びその関係者との協議等が必要な場合においては、この協議等は、乙（ホテル運営会社）が行うものとする」としている。

### (3) 住民監査請求に対する意見

#### ア 事業者選定の過程において不備が認められるとの主張について

宿泊療養施設業務を委託するに当たり、県は、ホテル事業者であるホテル運営会社が、Bホテルの施設を維持管理しており、その施設の提供、リネン類の提供・セッティング等をできる事業者であることを、現地における鍵や施設の管理状況等の現況確認により行っている。受託事業者は、施設の所有者である必要はなく、受託者が施設所有者側と調整をつけることができれば、受託業務を遂行できるものであり、県内の他施設においても受託者はホテル事業者である。

なお、県はホテル事業者であるホテル運営会社と契約し、ホテル運営会社はその契約先である管理組合の了解を得ている。全区分所有者の同意を取り付けるべきであったかどうかは、県とホテル運営会社の契約関係においては直接の関係はないと考えている。

また、県の宿泊療養に関するホームページのお問合せ欄に、「施設の借り上げに関すること（約100室以上の施設をご所有の方へ）」と記載があることについてであるが、これは、宿泊療養施設への入所に関する誤った電話問合せがあまりに多かったことから、入所に関する問合せ先でないことを明確に示すために、令和4年4月以降に「（約100室以上の施設をご所有の方へ）」を追記したものであり、同年1月や2月の時点では、単に「施設の借り上げに関すること」とのみ記載していた。広く宿泊療養施設の候補となる施設を募集している趣旨を端的に表現したものであり、施設所有者に限定した前提ではないし、所有者以外からの問合せも受け付けている。また100室以上というのも目安として記載しているのみであり、100室に満たない宿泊療養施設を運営していたこともある。

イ 支払対象部屋数の算定が間違っているとの主張について

県はホテル運営会社との業務委託契約により、全客室152室を含む施設の提供を受け、建物のゾーニング工事等を実施完了後、維持・管理やリネン類の提供等の業務成果を受け、宿泊療養者を受け入れた。委託料支払の算定に関する業務実績に間違いはない。

ウ 期間延長の判断に瑕疵があったのではないかとの主張について

感染状況及び業務委託契約期間の延長について、県対策本部は、感染状況等を踏まえ、令和4年1月25日に最高レベルのフェーズⅤ「感染拡大特別期」へと切り上げた後、同年6月1日にフェーズⅢ「感染拡大期Ⅰ」に切り下げるまでの間、フェーズⅤを維持していた。一般的に、宿泊療養施設の開設には調査、検討、工事等に加え、既に入っていた宿泊予約のキャンセル・振替対応や従業員・関連発注先等との調整などに相当の時間が必要であり、急激な感染者増に備えて一定の数量を確保している必要がある。

県では、フェーズⅤであったことを踏まえ、Bホテルについて、令和4年3月末までの当初の契約を締結したのち、同年4月から新年度の契約を2か月間、同年5月末までを期間として締結した。契約書では第5条で委託期間について、「期間満了の30日前までに甲乙協議の上、変更することができる」としており、同年4月下旬にホテル運営会社と協議を行い、同年6月末までの期間延長を行った。

一方、同一フェーズの期間内であっても、感染状況やそれに伴う施設利用者数には変動があり、感染状況の推移を見守り施設の確保を続ける一方で、全ての部屋を常時使用するわけではないため、確保している一部の施設運用を一時休止することはある。経費節減及び業務効率化の観点から、Bホテルは令和4年3月20日の退所を最後に新たな入所者を入れず、その後現地事務局の人員も撤退させて一時休止としつつも、必要に応じていつでも迅速に再開できる体制としていた。

その後、感染も収まってきたことに伴いフェーズの切り下げもあったことから、県はBホテルについて、令和4年6月末までの契約を再延長せず、業務委託契約は期間満了となり、宿泊療養施設の閉鎖となった。なお、同時期に、近隣に県が確保していたもう一つの宿泊療養施設も期間満了で閉鎖している。閉鎖する施設の選定に当たっては、公共交通機関による宿泊者の帰路の便を踏まえた施設

の利用のしやすさや、運用に当たっての動線をはじめ施設の構造の特徴、徐々に社会経済が再開していく中でのホテル事業者の意向等も考慮している。

エ 区分所有者と管理組合は賃貸契約を取り交わしておらず、受託事業者もその不可能分を含めた室数で契約する権限はない。その事実を確認せずに県が契約したのは瑕疵であるとの主張について

契約先の選定や考え方については、ア等に関して、これまで述べてきたとおりである。県はホテル事業者であるホテル運営会社と業務委託契約を締結し、ホテル運営会社はその契約先である管理組合の了解を得るとともに、県は、ホテル運営会社による鍵や施設の管理状況等についても、立会により現況確認している。なお、ホテル運営会社は、契約相手方である管理組合と個別の区分所有者との関係等について、その契約当初より関知していないと聞いている。管理組合と個別の区分所有者との契約関係は、その当事者間において解決されるべきものであると考えている。

オ 費用対効果の検証が不足しているとの主張について

「実質使用総室数52戸」とは、使用した延日数ではなく、療養者が使用した部屋の数を指している。

本施設は、その準備期間等も含め153日間、客室152室・延べ23,256室を含む建物1棟を、宿泊療養施設として運用したものである。宿泊療養施設は、看護師等のスタッフの配置や医療資材の確保、消毒・清掃・廃棄物処理を含めたオペレーション体制の構築といったことも考慮する必要があり、部屋毎の単位ではなく、施設全体を一体的に運用して実施するものである。本施設の2階と3階は、運営事務局のスタッフや看護師の事務スペース、資機材の保管、警備員等の休憩スペースとして使用し、施設内感染拡大防止のため、工事により療養者は一切立ち入れない構造としていた。

契約期間の考え方については、ウに関して述べたとおりであり、経費節減及び業務効率化の観点から、その間に事務局を休止させ、療養者の受入をしていなかった期間もある。確かに、結果として、危惧されたような感染状況には至らず、本施設の療養者の受入数は多くはなかったが、この間、急激な感染拡大に備え、即応可能な宿泊療養施設の予備力として、その重要な役割を果たした。そして、フェーズの切り下げを受け、令和4年6月末にその役目を終えた。

(4) まとめ

県は、現地確認のうえ、宿泊療養施設の業務委託契約をホテル運営会社と適切に締結し、その業務の履行を受け、請求に基づき支払を適切に行った。契約期間の延長についても、感染状況等を踏まえた県対策本部の決定を踏まえて適切に実施した。

### 第3 監査の対象

住民監査請求に当たっては、対象とする財務会計行為（公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実をいう。以下同じ。）を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的・具体的に摘示しなければならない

(最高裁判所平成2年6月5日判決) ところ、請求人が請求書及び事実証明書において特定したと判断できる次の事項を対象とした。

- 1 令和4年1月29日から3月31日まで及び同年4月1日から6月30日までのホテル運営会社との業務委託契約の締結
- 2 令和4年1月29日から6月30日までの委託料の支出

#### 第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。  
本件措置請求については理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、執行機関の陳述及び執行機関に対する調査により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

##### 1 認定した事実

###### (1) 宿泊療養施設の設置・運用について

###### ア 宿泊療養に関する国の通知等

(ア) 宿泊療養については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において宿泊療養・自宅療養の対象として、無症状病原体保有者及び軽症患者で、感染防止にかかる留意点が遵守できる者であって、感染による重症化リスクが高いとされる(①高齢者、②基礎疾患がある者(糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患を有する者、透析加療中の者等)、③免疫抑制状態である者(免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者)、④妊娠している者)者のいずれにも該当せず、帰国者・接触者外来又は現在入院中の医療機関の医師が、症状や病床の状況等から必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した者について、必ずしも入院勧告の対象とはならず、都道府県等が用意する宿泊療養施設等での安静・療養を行うことができるとされた。

(イ) 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の実施に向けた支援について」(令和2年4月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか関係各省庁より連名事務連絡)においては、各都道府県に対して積極的に宿泊療養の事前準備に着手するよう依頼があり、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル(以下「宿泊療養施設確保業務マニュアル」という。)(第1版)の送付について」(令和2年4月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)により、各都道府県等衛生主管部局(局)に対し、宿泊療養施設の選定や体制の確保を含め、具体的な作業着手のための宿泊施設確保業務を進める支援マニュアルが整理され、送付された。

(ウ) 一方で、令和2年4月から5月の新規感染者数の拡大を受けて再び感染が大きく拡大する局面を見据え、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医

療提供体制整備について」（令和2年6月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「6月19日付け事務連絡」という。）において、各都道府県には「病床・宿泊療養施設確保計画」の策定が求められた。同計画では、新たな「流行シナリオ」を踏まえた都道府県ごとの患者推計に基づき、療養者数の増加によって移行するフェーズごとに必要な宿泊療養施設の設定を行う等クラスターの発生など突発的な患者の増加が起こりうることを勘案し、一定程度余裕を持って宿泊療養施設を確保することが求められた。なお、感染の拡大前や収束段階であって入院患者が少ない場合においても、以後の入院患者等への医療提供に支障を来すことが想定されると判断される場合には宿泊療養等を行うこととなること、地域における宿泊療養の実施方針を踏まえて、一定程度余裕を持って宿泊療養施設を確保すること、一方で、宿泊療養者数が明らかに減少してきた場合は、新規感染者数の動向に注視し、一定数の宿泊療養施設は維持しながらその確保数を減らす等の調整を慎重に行うこと等考え方が示された。

(エ) 「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和3年3月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）では、宿泊療養については、実際に療養者を受け入れることが可能な最大の宿泊療養施設を改めて確保するとともに、その地域で実際に適切な療養を確保できる宿泊療養・自宅療養体制を強化し、6月19日付け事務連絡により策定した「病床・宿泊療養施設確保計画」を見直すこととなった。

(オ) その後も新規感染者数は引続き高い水準で推移していたことから、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、宿泊療養施設の積極的な活用に取り組むよう要請が続いた。

#### イ 宿泊療養等に関する法的根拠の付与

令和3年2月に感染症法が改正され、同法第44条の3第2項において、感染者への宿泊療養等の協力の求めに加え、同法同条第7項において、都道府県知事による宿泊療養施設の確保に係る努力義務規定が新たに規定された。

感染症法の改正に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第23条の7において、感染者が療養を行う宿泊療養施設の設置・開設に関する基準が新たに規定された。

これらの改正を受け、令和2年4月に示された宿泊療養施設確保業務マニュアルについても、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保・運営業務マニュアル（第5版）」（以下「宿泊療養施設確保運営業務マニュアル」という。）に改定された。

宿泊療養施設確保運営業務マニュアルは、都道府県及び保健所を設置する市等の担当部局向けに改めて宿泊療養施設の選定を含む具体的な事前準備を整理するとともに、実際のオペレーションを担う者向けに具体的な参考資料を提供するものである。本件に関連する詳細は次のとおりである。

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保・運営業務マニュアル（第5版）（抜粋）

2(2) 選定に際しての事前の検討

②宿泊施設の借用形態

- ・ 感染防護の観点から、宿泊療養者と職員や他の宿泊者との動線（出入口、廊下、エレベーター、階段など）が分けられるなど、適切なゾーニングを行うことができる施設を選定することが必要である。
- ・ 適切に宿泊を管理する観点から基本的には一棟ごと借り上げることが考えられる。

③提供可能期間

- ・ （略）提供可能期間として、例えば2～3ヶ月程度を見込める宿泊施設を優先することが考えられる。

(4) 公募等により宿泊施設を選定する場合の留意点

- 公募にあたっては、あらかじめ、公募条件を検討・決定することが必要である。公募条件として例えば、（略）
  - ・ 借り上げ料  
（例：建物（棟）単位で利用する場合の相当額（具体的な金額は別途協議等）などが考えられる。

- また、公募に当たって、公募条件以外の内容についても、別添チェックリストも参考に提案を求めることが考えられる。（略）

(5) 宿泊団体等への委託により宿泊療養施設を選定する場合の留意点

- 候補となる施設の条件については、上記(4)における公募条件と同様になることが考えられる。

3(2) 関係各所との事前の調整

- （略）また、活用するホテルが決定した段階で、周辺の住民（例：自治会、町内会等）や、近隣企業に対しては、感染拡大防止に十分な対応を講ずるものであることを含め、市町村と協力して丁寧に説明し、理解を求める。

(6) 宿泊施設との契約

- 今般のホテルの選定に当たっては、ホテルごとに室数や特性等も異なり、2(2)に掲げた要件に沿って都道府県が検討を行う必要があることから、こうした条件を満たした個別のホテル事業者と都道府県の間で個々に折衝を行い、価格を含む諸条件が整った場合に初めて契約を結ぶことになると考えられる。
- 事業者の選定に関しては、基本的には一般競争入札によるべきとされているが、関係法令において（略）随意契約によることが認められており、本件は、こうしたケースに該当すると考えられる。このため、都道府県は、当該ホテル事業者との間で、随意契約を締結することとして差し支えない。

(2) 対処方針について

ア 県では、県対策本部を設置するとともに、(1)を受け、新規感染者数や病床利用

率などの各フェーズに応じて様々な対策を行った。

令和2年4月7日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域となったことから、県対策本部は、医療体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対処方針を策定した。特措法に基づく緊急事態措置等の実施についても対処方針に明記しており、新型コロナウイルス感染症の動向や対策の全体像を県民に明らかにした。

その後も、患者発生の状況や分析結果等を踏まえて対処方針を順次改定し、これまで対策を積み重ねてきた。

イ 請求人は、令和4年1月以降の財務会計行為について請求しているため、宿泊療養施設の確保状況については、同月以降を対象として記述する。

県対策本部では一般医療との両立を図る観点から、フェーズに応じて医療提供体制（入院病床及び宿泊療養施設数）を柔軟に変更できる仕組みを導入した（下表参照）。

**【フェーズに応じた体制】**

フェーズ		①	②	③感染拡大期1	④感染拡大期2	⑤感染拡大特別期	
フェーズ切替の契機	病床利用率	10%未満	10%以上	20%以上	50%以上	総合的に判断 (800人以上)	
	新規感染者週平均 [週患者数/10万人対]	20人未満 [2.5人未満]	20人以上 [2.5人以上]	80人以上 [10人以上]	400人以上 [50人以上]		
体制	構築の考え方	20人の新規感染者 に対応	80人の新規感染者 に対応	400人の新規 感染者に対応	800人の新規 感染者に対応		
	病床	病床数	300床程度	600床程度	1,000床程度	1,200床程度	1,400床程度～
		うち重症	30床程度	60床程度	100床程度	120床程度	140床程度～
	宿泊	室数	300室程度	1,000室程度	1,500室程度	2,000室程度	2,400室程度～

※フェーズの切替は、病床利用率、新規感染者数のいずれかが次フェーズの区分に到達した時点で検討

(注 令和4年1月12日改定の対処方針より抜粋)

ウ 令和4年1月12日改定の対処方針では、令和3年12月30日にオミクロン株の市中感染が県内で初めて確認され、「感染力が強いといわれているオミクロン株による感染者数の急増に備え、フェーズⅣ体制（2,000室程度）の構築に向け関係機関と調整する」こと、令和4年1月25日改定の対処方針では、「患者急増を踏まえて、速やかにフェーズⅤ体制（2,400室程度）の構築に向け関係機関と調整する」ことが盛り込まれた。

(3) 県における宿泊療養施設の確保と運用について

ア 県は、対処方針で示した宿泊療養施設の室数を確保するため、国から提供のあった宿泊施設一覧やホームページによる公募等により、宿泊療養施設としての提供をホテル事業者等へ働きかけた。候補となった施設については、宿泊療養施設確保運營業務マニュアルをもとに作成した受入れホテルの確認事項チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）に基づき、施設内及び周辺で感染者エリアとスタッフエリアとの明確なゾーニングの可否や施設側で提供可能なサービスの可否、療養を行うための設備（健康観察のために療養者と連絡が取れる内線、館内放送設備、搬送車両が停車できるスペース、エレベーター、廃棄物置場等）があること、部屋ごとの単位ではなく、施設全体の一体的運用ができること、立地条件、まとまった期間の提供が可能であるか等を確認し、感染症専門家の立会いや消防署署員の査察等を含め、利用の可否を総合的に判断した。その上で宿泊療養施設としての提供に合意が得られた施設から業務委託契約を締結し、順次受入を開始した。また、感染者数の急増にも備え、施設の利用状況に関わらず対処方針に基づき一定数を確保した。

イ 宿泊療養施設への入所決定は、県健康福祉事務所（政令市・中核市の場合、各市保健所）から依頼を受けた県の新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（以下「CCC-hyogo」という。）が担っている。CCC-hyogoは、陽性患者がその症状に応じた適切な医療を受けられるよう円滑な入院調整等を行うため、県対策本部の医療体制班内に設置され、令和2年3月19日より運用を開始した。

(4) Bホテルの宿泊療養施設開設までの経緯について

ア ホテル運営会社からの申出

令和3年12月23日にホテル運営会社から、Bホテルを宿泊療養施設として提供したい旨の申出があった。当時、Bホテルは休館しており令和4年2月1日からホテル営業を再開する方向で準備が進められているとのことであった。

イ 新たな宿泊療養施設の確保の必要性

(2)ウのとおり、新たな宿泊療養施設の確保が早急に求められていたため、県はアの申出を受け、ホテル運営会社と協議を進めた。

ウ ホテル運営会社との協議

(7) 県は令和4年1月17日及び19日に現地確認及びホテル運営会社から聞き取り（以下「現地確認」という。）を行った。

a 令和4年1月17日の現地確認では、ホテル運営会社からBホテルの概要として、建物は10階建てであること、客室は3階から10階の計152室である

こと、一室ごとに所有者が異なり、区分所有者で組織された管理組合が存在すること、ホテル運営会社が管理組合と賃貸借契約を締結していること、1階部分に3店舗が入居していること等の説明を受けた。さらに、宿泊療養施設とする場合、宿泊の予約はないので、代替となる宿泊施設の提示、振替等の必要がないとの説明があり、委託事務料1室当たりの単価を協議した。また、ホテル運営会社が鍵を開けて全客室152室の部屋を確認した。

- b 令和4年1月19日の現地確認では、県はホテル運営会社と協議し、近隣の宿泊療養施設とのバランスも考慮して1室当たりの単価を6,000円（税込）とすることの確認を行った。
- c a及びbの現地確認時には、チェックリストに基づき、Bホテルの設備や備品の状況、宿泊療養施設として運営するに当たって提供可能なサービスの状況等の確認と協議を行うとともに、ゴミ庫やスタッフスペースの確保等の運営上の課題についてはホテル運営会社に整備等を要請した。その結果、「宿泊療養施設として利用できる。」との総評に至った。
- d 令和4年1月21日には、ホテル運営会社から、宿泊療養施設への転用について管理組合から了解を得た旨の連絡があった。
- e 県は、現地確認等の結果を踏まえ、令和4年1月27日付け企画県民部防災企画局防災支援課長事務連絡「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設開設に係るご協力について（依頼）」をホテル運営会社代表取締役宛に発出し、宿泊療養施設への協力を依頼した。
- f その他、ゾーニングを行うための内装工事箇所の確認（ホテル1階フロント部分で感染者用とスタッフ用の動線を分けるための間仕切りの設置）や、患者搬送ルート等について感染症対策の専門家から確認を受けるとともに、警察署への報告、内装変更等に伴う消防署の査察を受けた。

#### (4) 店舗運営者との協議

令和4年1月27日に行われたホテル運営会社と店舗運営者との協議において、一部の店舗運営者が宿泊療養施設への提供に同意していないことが判明したが、県はあくまで宿泊療養施設を確保・運営する立場であり、対応をホテル運営会社に任せた。

その後、ホテル運営会社は、店舗運営者との調整を継続し、令和4年2月1日までに宿泊療養施設の運営に際して、店舗運営者の要望を加味し、北側の高層階からの入室を優先して南側4階から5階までの入室時期を遅らせる等の一定の条件を付した上で宿泊療養施設としての提供に同意を得た。

#### (5) 業務委託契約について

(4)ウから、県は、Bホテルに宿泊療養施設業務を委託することが可能であると判断し、随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）によりホテル運営会社を受託事業者、委託期間を令和4年3月31日までとして同年1月29日付けで業務委託契約を締結した。Bホテルは、同日付けの業務委託契約書（以下「1月29日付け業務委託契約書」という。）第1条第1号の「宿泊療

養施設運用開始前準備」を行った後、同年2月1日から宿泊療養施設としての運用を開始し、宿泊療養者の入所を受け入れた。

なお、管理組合、区分所有者及び地元関係者との協議等については、1月29日付け業務委託契約書の第18条第1項において「建物管理組合、区分所有者及びその関係者との協議等が必要な場合においては、この協議等は、乙（受託事業者）が行うものとする。」、同条第2項において「前項に規定する以外の地元関係者等との協議が必要な場合においては、この協議等は、甲（県）が行うものとする。この場合において、必要に応じて、乙（受託事業者）はこれに協力する。」と規定した。

(6) 委託期間の延長と運用について

ア 1月29日付け業務委託契約書第5条では、委託期間は令和4年3月31日を満了日としていたが、対処方針ではフェーズⅤ体制が継続されていた。県は同年4月以降もBホテルを宿泊療養施設として運用する必要があると判断し、受託事業者と協議の上、同年4月1日付けで委託期間を同年4月1日から同年5月31日までとする業務委託契約を締結した。なお、4月1日付けの業務委託契約書（以下「4月1日付け業務委託契約書」という。）の委託料及び委託料の支払、管理組合、区分所有者及び地元関係者との協議等の条項内容は1月29日付け業務委託契約書と同内容である。

イ フェーズⅤ体制が令和4年5月以降も継続されることが予測されたため、4月1日付け業務委託契約書第5条（委託期間）ただし書「期間満了の30日前までに甲（県）乙（受託事業者）協議の上、変更することができる。」に基づき、委託期間の延長について検討を行い、受託事業者とも協議の上、同年5月2日付けで委託期間を同年6月30日まで延長する変更委託契約を締結した。

ウ 令和4年5月30日改定の対処方針において、「感染状況を踏まえて、6月1日からフェーズⅢ体制（1,500室程度）により運用する」こととなったことから、業務委託契約は同年6月30日の満了日をもって終了した。

エ 令和4年3月20日を最後にBホテルへの入所実績はなく、経費節減及び業務効率化のため、一時休止した。しかし対処方針はフェーズⅤの体制が続いており、宿泊療養施設としていつでも再開できる状況にしておく必要にあったことから、Bホテルを宿泊療養施設として運用した。

なお、Bホテルは、神戸市外に在住している県民で近隣に宿泊療養施設がない感染者を対象に利用された。

(7) 委託料の支払について

委託料の支払については、1月29日付け業務委託契約書及び4月1日付け業務委託契約書第16条（業務報告）及び第17条（委託料の支払）の規定により、受託事業者は、毎月の業務が完了したときは、遅延なく委託事務の月次業務報告書を県に提出し、県は月次業務報告書が適正であるか否かを確認する。県が適正であると認められた後、受託事業者は県に委託料の支払を請求し、県は請求があったときは、請求に係る月次業務報告書の対象月の翌月末日に支払うこととなっている。月次業務報告書は適時に提出され、適正であると確認されていた。また、委託料の請求は、1月29日付け業務委託契約書及び4月1日付け業務委託契約書第8条（委託料）に定め

る事務の委託単価により請求されていた。委託料の支払の状況は表のとおりである。

表 各月の委託料支払日と支払額

年度		支払日	支払額
3年度契約	令和4年1月分	3月17日	7,997,080円
	2月分	3月17日	39,522,650円
	3月分	4月28日	43,268,850円
4年度契約	4月分	5月31日	27,360,000円
	5月分	6月30日	28,272,000円
	6月分	7月29日	28,266,950円
合 計			174,687,530円

なお、委託料の支払日については、翌月末日とするところ、令和4年1月分及び2月分については、同年3月17日となっていた。

## 2 判断

- (1) 1(1)のとおり、令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡において、感染による重症化リスクが高い者に該当せず、医師が症状や病床の状況等から必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した者については、都道府県等が用意する宿泊療養施設での安静・療養を行うことができるとされた。令和3年2月には感染症法が改正され、都道府県知事による宿泊療養施設の確保に係る努力義務規定が新たに規定された。県対策本部は、1(2)アのとおり患者発生の状況や分析結果等を踏まえて対処方針を策定するとともに、順次改定し、対策を積み重ねながら新規感染者数等に応じて医療体制のフェーズ切替を行った。そのような中で県は、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡や宿泊療養施設確保運営マニュアル等を基にしながら、宿泊療養施設を確保して運用してきた。

監査を実施したところ、県がホテル運営会社との間で締結した令和4年1月29日付け業務委託契約及び同年4月1日付け業務委託契約は、1(5)及び1(6)アのとおり適切に締結され、処理をしている。

よって、本件契約及び支払の請求に応じていることが不当であるということとはできない。

- (2) また、請求人は、所有する部屋を宿泊療養施設として使用することについて、区分所有者の同意を取り付けるべきであったのに、その同意が取り付けられておらず、県が使用不可能な部屋の存在を確認しないで支払の請求に応じていることが業務の怠慢であると主張するが、県は1(4)のとおり現地確認を行い、その際、建物1棟を提供して宿泊療養施設として運営する業務が適切に遂行されることが可能であ

る状況かどうかをホテル運営会社とともに確認した上で、全客室152室の使用を前提にホテル運営会社と1(5)の業務委託契約を締結している。さらに、ホテル運営会社から管理組合が宿泊療養施設の転用について了解していることを確認しており、契約に当たり県の行為に瑕疵はない。なお、管理組合と区分所有者の賃貸借契約や宿泊療養施設としての使用の同意を得ているかどうかについては、1月29日付け業務委託契約書及び4月1日付け業務委託契約書第18条第1項の規定により、区分所有者と管理組合及びホテル運営会社との間で協議されるものである。

- (3) 加えて、令和4年4月から同年6月末までの業務委託契約の締結について、請求人は、期間延長の判断に瑕疵があったのではないかと主張するが、1(6)ア及びイのとおり、当時感染者数は減少傾向にはあったものの、対処方針は未だフェーズV体制(2,400室程度)の運用体制をしいており、県は同年4月以降も継続して宿泊療養施設を確保する必要があったため、県が委託する他の宿泊療養施設と同様に契約が締結されたものであり、部屋が未使用であることを理由に、契約期間の判断に瑕疵があるとはいえない。

以上のとおり、委託料のうち不当な支払分及び過払分89,688,000円を県はホテル運営会社に返還請求するよう求める、とする本件措置請求には理由がないものと判断する。

#### 別記1

- 資料1 新型コロナウイルス感染症軽傷者等の宿泊療養施設の開設について
- 資料2 Bホテル 地元調整結果及び今後の対応
- 資料3 Bホテル 関係者への対応について
- 資料4 Bホテルと店舗との協議結果等
- 資料5 公文書非公開決定通知書
- 資料6 月次業務報告書 令和4年1月分から6月分まで
- 資料7 委託料の請求書 令和4年1月分より6月分まで
- 資料8 登記事項証明書の一部
- 資料9 使用根拠に対する通知書  
同書に対する回答

#### 別記2

- 資料10 建物賃貸借契約書(平成23年5月1日付け)
- 資料11 Bホテル前運営会社賃貸借契約書(平成23年5月1日付け)
- 資料12 Bホテル現運営会社賃貸借契約書(令和3年12月1日付け)

資料13 支払集計表